

外注整備を完了した火砲の初度射撃について（通達）

昭和 46 年 9 月 30 日  
陸幕武第 539 号

改正 平成 2 年 6 月 15 日陸幕武化第 335 号 平成 4 年 10 月 7 日陸幕武化第 535 号  
平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号 平成 17 年 2 月 24 日陸幕武化第 67 号  
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 23 年 4 月 6 日陸幕法第 164 号

各方面総監  
富士学校長  
高射学校長 殿  
武器学校長  
補給統制本部長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 95）

外注整備を完了した火砲の初度射撃について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

なお、36. 3. 11 陸幕発武第 158 号「火砲高段階外注整備の射撃試験実施要領に関する通達」（例規 95）は廃止する。

記

1 目的

外注整備を完了した火砲について、砲部の機能を射撃により確認する。

2 担当区分

（1）使用部隊等

ア 射撃を実施する時期及び場所の決定

イ 射撃の実施

ウ 安全管理

（2）支援担当補給処

射撃立会い等による初度射撃実施状況の確認

（3）外注整備担当補給処

かし処理

3 実施要領

（1）射撃の実施及び時期

使用部隊等の長は、砲部の外注整備完了を完了した火砲を受領した場合は、当該火砲の射撃（以下「初度射撃」という。）を実施するものと

する。この場合、実施の時期は、当該火砲の外注整備完了後努めて1年以内とする。

(2) 初度射撃実施の通知

当該火砲を保有している使用部隊等の長は、初度射撃実施の1箇月前までに実施の時期、場所等を支援担当補給処長に通知する。ただし、他方面区で初度射撃を実施する場合は、初度射撃実施の3箇月前までに通知する。

(3) 立会官の指名

ア 支援担当補給処長は、初度射撃に立会する者（以下「立会官」という。）を指名し、初度射撃に立会いさせる。ただし、支援担当補給処長は、当該立会の業務について方面総監の定めるところにより野整備部隊等の長に委嘱することができる。

イ 支援担当補給処長は、初度射撃を実施する射場が他方面区内にあり、射撃立会等による初度射撃実施状況の確認が困難な場合には、当該射場がある方面区内の補給処長に立会官の指名を依頼することができる。

(4) 使用部隊等の初度射撃要領

別紙による。

(5) 初度射撃立会いの要領

立会官は、初度射撃実施の間射場指揮官の統制を受け、支援担当補給処長の命ずる通常次の業務を行うものとする。この際、補給統制本部長から指示又は通知された初度射撃立会要領により立会するものとする。

ア 初度射撃要領の確認

イ 火砲の異状の有無を確認（必要により点検計測）

ウ 射撃結果の報告等

(6) 初度射撃実施状況の確認及び通知

支援担当補給処長は、該当火砲の初度射撃実施状況について確認するとともに外注整備担当補給処長に初度射撃結果を通知する。

(7) かし処理

外注整備担当補給処長は支援担当補給処長からの初度射撃結果の通知により、必要な場合にはかし処理をする。

4 安全管理

陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達第110—1号）別紙第10によるほか、射撃の場合は人員を安全な位置（戦車、自走砲車（87式自走高射機関砲を除く。）及び装甲車は車外）に退避させ、長りゅうじょう又は発射ケーブルを用いて射撃するものとする。

5 その他

補給統制本部長は立会官の初度射撃立会要領を作成し、各補給処長に指示するとともに各方面総監に通知するものとする。

添付書類：別紙「使用部隊等の初度射撃要領」

## 使用部隊等の初度射撃要領

### 1 射撃準備

- (1) 関係の整備実施規定（部隊整備用）に基づいて射撃前の点検整備を実施する。特に、次の事項については重点的に行うものとする。
  - ア 駐退装置の油量（油補充器油量、予備油量等）を点検する。
  - イ 駐退装置の試動を実施（部隊整備で試動が実施できない火砲は、野整備部隊に要求）し後座、復座時の円滑性を確認する。ただし、整備完了後、整備実施規定等に示された周期以内の砲にあっては試動を省略することができる。
- (2) 射撃には部隊整備の実施に必要な附属品、工具及び駐退油等を準備する。

### 2 射撃の実施

- (1) 初度射撃には既割当弾薬（修理火器試験用）を使用するものとし、1門（基）当たりの使用基準は、付紙のとおりとする。

なお、付紙に定めのない火砲で初度射撃を必要とする場合はその都度示す。
- (2) 装薬編合が可能な弾薬を使用する火砲にあっては、初弾は弱装薬で射撃し異状のないことを確認した後逐次装薬量を増加し、最終弾は射場等の許す範囲の最強装薬で射撃する。
- (3) 戦車砲にあっては初弾は演習弾とする。ただし、74式戦車（D）については、演習弾又は粘着りゅう弾とする。
- (4) 機関砲は単発で機能を確認したのち連発射撃（二連装の場合は左右同時射撃を含む。）を実施する。

### 3 射撃後の点検等

- (1) 火砲の異状の有無を点検するとともに、立会官が行う計測等に協力をする。
- (2) 射撃の結果を履歴簿の砲射撃記録に記録する。

### 4 その他

射場指揮官と立会官は射撃前に初度射撃要領について相互確認を行うとともに、その他必要な事項について調整を行うものとする。

## 初度射撃弾薬使用基準

対象装備品	使用基準（発）
87 式偵察警戒車	38
87 式自走高射機関砲	64
89 式装甲戦闘車	34
戦車	4
りゅう弾砲	3